

リ、そのほか、発注者及び監理者が手術する権限。	
④設計監査等は、実現する場合における設備構造の性能、機能、並に導導の検査	
設備構造の性能、機能、並に導導の検査	
新規機器等について、夏季及び冬の各季条件を設計条件に	
近い日における測定結果が、それがそれと満足していることを確認する。建設物の完成時	
期等による発注者の引渡しまで実施できない場合は、発注者及び監理者の承認を受け、1,7,8によろよる成績の性機能評価として実施する。	
5)BMS(ビルマネジメントシステム)、FMS(ファシリティマネジメントシステム)等の機能監査	
管理システムで設計書等の仕様とおいて規定することを確認する。	
6)自然換気システムの動的確証、取扱い説明書及び自然換気の確認	
自然換気システムの動的確証を行う。風速、降雨による制御を行うシステムの場合には、所定の条件で動作することを確認する。また、建築物利用方向の自然換気利用取扱説明書を作成し、発注者及び建物管理者に説明のうえ提出する。	
なお、自然換気の確認は、次による。	
*行ない - 下記により行う	
イ.確認容積 風量算定及びその結果に基づく定期的評価を行う	
ロ.確認設備 測定は、原則として工事実現前とする。水流を得て竣工引渡し後となる場合は、発注者及び監理者の承認を受け、実施日については、発注者及び建物管理者と協議する。	
ハ.事前準備 (年間・年月)における現場付近の風向、風速を測定する。	
ニ.測定方法 *02測定計測方程式・圧力差式・レーザーサーフ式	
木.測定箇所 各階 階層 計 個所	
ヘ.測定日数 上記測定を元に、自然換気による年間エネルギー削減量を算出する。	
チ.定期的評価 その他( )	
予、その他 測定は、先立ち、測定方法を記載し、自然換気性能機械統計計画書を作成して監理者に提出し、承認を受ける。測定及び評価後は、報告書にとどめ、発注者及び監理者に提出する。	
丁)機器負荷による冷暖房機器の確認	
冷房・暖房機器について、隣接機器及び各機器の性能、機能を設計図書等と組合し、設計条件相当の負荷(暖房負荷)による測定を行い、その適合性を確認する。測定負荷は、機器(空調)設置計画による。	
イ.冷房性能測定 対象室( )	
ロ.暖房性能測定 対象室( )	
1.6.2 置換 a.共(1,6,2)、次に読み替える。	
法定検査 (a)業基法第3章から同法の4までに定められる検査その他の設計図書等に定める法令上必要とされる機器に関する検査のうち、発注者が検査をなしているものの検査に先づき実施時期、工事の内容が設計図書(計画変更認可申請書は、変更の協議書や申請が行われた場合は、確認済みの図書を含む)とのおりに実施されていることを確認して、監理者の承認を受ける。	
(b)の検査を合意したのち、監理者の立会のものに発注者の検査を求めて、これを受け入れる。	
(c)検査が実施されたのち、監理者とともに立ち会い、検査の記録を作成する。また、検査の際に必要な工具機器等作成費及び資料提供料は、検査に必要な機材や労務費を掛けるなどして受取るに協力する。	
(d)の(a)の検査又は法定検査に合意しないときは、修繕、改造その他必要な処置を行う。これらの実施への判断は、工事目的の定めによる。	
1.6.4 追加 a.工事(1,6,2)、次に読み替える。	
部分使用 (a)業基法第3章から同法の4までに定める検査その他の設計図書等を受ける。部分使用に関して必要な公表書その他の手続については、発注者に協力する。	
7) 完成図等	
1.7.1 (換換) a.共(1,7,1,6)、次に読み替える。 (a)事実完成時の復旧書は、次による。	
*完成図 *保全に関する資料 *段々写真 *施工図 *以下の1.7.1.c.)による *施工計画書 *以下の1.7.1.c.)による *その他「提出書類作成要領」に示す図書	
b.発注者用 部、監理者用 部	
建設パンフレットは、竣工写真及び建築物概要、設計コンセプト等を記載したもので、体裁、内容等は監理者の指示による。体裁は、監理者の指示がない場合は、A4判(297mm×210mm)のカットシート印刷とする。提出書類は、発注者の協議による。	
[付加] b.工事完成時に提出する図書類の種別、内容、書式、提出部数等は、「提出書類作成要領」とする。	
[付加] c.各事業系監理者は、次により発注者及び監理者に各1部を提出するとともに、工事完了引渡し後も保有する。	
1)提出、保管する工事系図書 *施工図 *監理者の指示する施工図等	
2)カカラーリント版提出部数等	
区分 屋外先 アルバムの形式 提出部数 ・アルバム1 発注者 *フォトブック形式 2 ・アルバム2 監理者 *フォトブック形式 1	
注)1.フォトブック形式下記程度とし、写真的サイズ、レイアウト等詳細は、発注者及び監理者と協議する。その他詳細は「提出書類作成要領」による。	
サイズ：※面内26mm×26mm 紙質等：※カラフル紙表面印刷・印画紙 参考：エクスア企画 建築写真PRO26スクエア 程度 2.フォトブック形式のアルバムを作成した場合は、フォトブックのPDFデータ(高品質、200px/inch以上)も提出する。(発注者用1部、監理者用1部)	
3.台紙アルバム形式の詳細は、「提出書類作成要領」による。	
b.竣工写真のデジタル画像データ等は、次による。	
1)提出部数 2部 発注者復旧用1部、監理者復旧用1部 2)解像度 キヤビナ判(約240dpi(長辺方向2,600pixel)以上 3)ファイル形式 TIFF(圧縮LZW)・JPB(圧縮 最高画質) 4)カラーモード RGB	
a.完成図は、完成した工事目的に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したるものあり、工事目的の維持全般及び将来的改善、改善策等のための基本情報として使用することを目的として実施する。	
b.完成図は、監理者の確認を受けた後、工事目的の完成時に、発注者及び監理者に提出する。	
1.7.2 (付加) a.完成図は、完成した工事目的に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したるものあり、工事目的の維持全般及び将来的改善、改善策等のための基本情報として使用することを目的として実施する。	
b.完成図は、監理者の確認を受けた後、工事目的の完成時に、発注者及び監理者に提出する。	
1.7.3 [付加] 保全に関する資料	
a.工事中の工事目的の一部を監理者が用いる「部分使用」がある場合は、当該部分について、共(1,5,1)で定める監理者による施工の検査及び1,6,1項に準じた諸検査を受ける。	
部分使用に関して必要な公表書その他の手続については、発注者に協力する。	
7) 完成図等	
1.7.1 (換換) a.共(1,7,1,6)、次に読み替える。 (a)事実完成時の復旧書は、次による。	
*完成図 *保全に関する資料 *段々写真 *施工図 *以下の1.7.1.c.)による *施工計画書 *以下の1.7.1.c.)による *その他「提出書類作成要領」に示す図書	
b.発注者用 部、監理者用 部	
建設パンフレットは、竣工写真及び建築物概要、設計コンセプト等を記載したもので、体裁、内容等は監理者の指示による。体裁は、監理者の指示がない場合は、A4判(297mm×210mm)のカットシート印刷とする。提出書類は、発注者の協議による。	
[付加] b.工事完成時に提出する図書類の種別、内容、書式、提出部数等は、「提出書類作成要領」とする。	
[付加] c.各事業系監理者は、次により発注者及び監理者に各1部を提出するとともに、工事完了引渡し後も保有する。	
1)提出、保管する工事系図書 *施工図 *監理者の指示する施工図等	
2)カカラーリント版提出部数等	
区分 屋外先 アルバムの形式 提出部数 ・アルバム1 発注者 *フォトブック形式 2 ・アルバム2 監理者 *フォトブック形式 1	
注)1.フォトブック形式下記程度とし、写真的サイズ、レイアウト等詳細は、発注者及び監理者と協議する。その他詳細は「提出書類作成要領」による。	
サイズ：※面内26mm×26mm 紙質等：※カラフル紙表面印刷・印画紙 参考：エクスア企画 建築写真PRO26スクエア 程度 2.フォトブック形式のアルバムを作成した場合は、フォトブックのPDFデータ(高品質、200px/inch以上)も提出する。(発注者用1部、監理者用1部)	
3.台紙アルバム形式の詳細は、「提出書類作成要領」による。	
b.竣工写真のデジタル画像データ等は、次による。	
1)提出部数 2部 発注者復旧用1部、監理者復旧用1部 2)解像度 キヤビナ判(約240dpi(長辺方向2,600pixel)以上 3)ファイル形式 TIFF(圧縮LZW)・JPB(圧縮 最高画質) 4)カラーモード RGB	
a.完成図は、完成した工事目的に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したるものあり、工事目的の維持全般及び将来的改善、改善策等のための基本情報として使用することを目的として実施する。	
b.完成図は、監理者の確認を受けた後、工事目的の完成時に、発注者及び監理者に提出する。	
1.7.2 (付加) a.完成図は、完成した工事目的に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したるものあり、工事目的の維持全般及び将来的改善、改善策等のための基本情報として使用することを目的として実施する。	
b.完成図は、監理者の確認を受けた後、工事目的の完成時に、発注者及び監理者に提出する。	
1.7.3 [付加] 竣工写真	
a.完成図の種類	
①完工(1,7,1)による *提出書類作成要領「(草)工事完成時に提出する書類による」による。また、「特記仕様書」等の記載が該当しない。このうち、完成図とする主要な詳細等は、次による。 建築室図、階段室図、平面詳細図、断面詳細図、立面詳細図 各名義細部(詳細な詳細を含む)の天井伏図 ②建具等、③器具等、④外構等詳細図 建築構造図、⑤外構関連詳細図、⑥敷地	
b.その他	
*防火工事図、排煙区画図 ⑥各種火災警報装置のプロトタイプ ⑦防耐火構造別図、⑧構造詳細図、⑨断面詳細図 ⑩建築基準法2・5の報告に必要な各種図面 ⑪構造遮蔽荷重範囲図 ⑫改修の建築物全体図(⑩平面図)	
c.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
d.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
e.完成図に添えて、次に提出する。 *防火工事図、排煙区画図 ⑥各種火災警報装置のプロトタイプ ⑦防耐火構造別図、⑧構造詳細図、⑨断面詳細図 ⑩建築基準法2・5の報告に必要な各種図面 ⑪構造遮蔽荷重範図図 ⑫改修の建築物全体図(⑩平面図)	
f.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
g.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
h.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
i.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
j.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
k.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
l.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
m.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
n.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
o.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
p.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
q.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
r.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
s.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
t.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
u.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
v.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
w.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
x.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
y.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
z.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
aa.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
bb.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
cc.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
dd.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ee.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ff.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
gg.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
hh.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ii.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
jj.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
kk.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ll.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
mm.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
nn.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
oo.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
pp.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
qq.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
rr.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ss.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
tt.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
uu.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
vv.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ww.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
xx.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
yy.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
zz.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
aa.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
bb.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
cc.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
dd.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ee.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ff.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
gg.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
hh.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ii.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
jj.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
kk.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ll.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
mm.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
nn.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
oo.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
pp.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
qq.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
rr.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ss.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
tt.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
uu.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
vv.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ww.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
xx.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
yy.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
zz.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
aa.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
bb.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
cc.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
dd.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ee.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ff.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
gg.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
hh.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ii.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
jj.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
kk.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ll.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
mm.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
nn.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
oo.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
pp.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
qq.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
rr.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ss.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
tt.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
uu.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
vv.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ww.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
xx.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
yy.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
zz.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
aa.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
bb.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
cc.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
dd.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ee.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ff.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
gg.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
hh.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ii.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
jj.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
kk.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ll.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
mm.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
nn.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
oo.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
pp.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
qq.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
rr.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ss.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
tt.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
uu.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
vv.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ww.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
xx.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
yy.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
zz.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
aa.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
bb.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
cc.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
dd.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ee.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ff.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
gg.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
hh.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ii.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
jj.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
kk.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
ll.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
mm.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
nn.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
oo.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
pp.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
qq.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
rr.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ss.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
tt.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
uu.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
vv.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
ww.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
xx.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
yy.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
zz.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
aa.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	
bb.施設図等	
*設施図に準拠して作成する	
cc.監理者は、次による。 *監理者の承認する発注者、*建築写真専門家(監理者と協議のうえ決定)	

b.外部足場の設置及び種別	・不要	・枠組足場	・くさび繋結式足場
c.既存木足場	・既設ゴンドラ	・移動式足場	
c.外部足場の設置シート等の設置及び種別	・不要	・メッシュシート	・防音シート
d.材料、除去工具等の選択方法	・A種	・B種	・C種
			改修種仕表[2.2.1]
<b>3節 既生</b>			
<b>3.1.1 既存部分の養生</b>			
a.既存部分の養生	・行う( ) *ビニルシート、合板等	・( ) 不要	
b.既存アクリル、接着剤、白墨、DI機器等の養生	・行う( ) *ビニルシート等	・( ) 不要	
c.既存アクリド、カーテン等の養生、既存場所等	・養生方法:( )	・( ) 保養場所:( )	
d.固定された物、机、ロッカ等の移動	あり( ) *設計図による	( ) なし	
[付加] e.溶接や切削等火気作業を行う場合は、作業周辺部を防護シート等で養生とともに、消火器や水バッフルを設置する。			
[付加] f.上記において養生を不要としている場合も、受注者の仕様により養生等を行なうことを妨げないことはない。			
<b>3.2.2 仮設箇仕切り</b>			
a.設置箇所	・設計図による	・設けない	
b.種別	・O種	・B種	・C種
c.人型及び各種の表面材	(材種: 厚さ: ± 9mm ( ) mm 仕上げ: )	(材種: 厚さ: ± 9.5mm ( ) mm 仕上げ: )	(材種: 厚さ: ± 9mm ( ) mm 仕上げ: )
d.仮設屏	1)設置箇所: [ ] *設計図による	②救急病棟側1カ所	
	2)種別: [ ] 木製屏(合板張り程度)	③アルミニウム製成扉	
<b>4節 仮設物</b>			
<b>4.1.3 付加</b>	a.材料貯場	・敷地内や既存建築物内的一部を使用できる( )	
材料貯場、下小屋	④新設する( ) 敷地内( ) 敷地外		
<b>4.4.4 付加</b>	a.駐車場	・敷地内や既存建築物内的一部を使用できる( )	
工事用駐車場	〔場所: 〕、スペース: 台分)	④新設する( ) 敷地内( ) 敷地外	
<b>4.4.5 付加</b>	a.敷地内の工事用道路	・外構、造面、壁設工作物等との位置関係を考慮して設置する。	
工事用道路	b.工事用道路は、堤防への接続、工事の荷揚、荷卸する場合、地盤、工程等を考慮して、砂利敷き、簡易舗装、土被り等とし、適切な運営管理を行なう。		
<b>5節 仮設物撤去その他</b>			
<b>3章 防水改修工事</b>			
<b>4章 外壁改修工事</b>			
<b>5章 建具改修工事</b>			
<b>6章 内装改修工事</b>			
<b>2節 既存床の撤去並びに下地補修</b>			
<b>6.2.2 [付加]</b>	a.既存床の撤去並びに上材の除去等の範囲は、仕上表及び設計図による。		
工法	b.塗床の撤去方法	・機械的撤去法	・目押し工法
	c.改修後の床の滑撗範囲	・設計図による	
[付加]	d.既存床仕上部の上に、支持脚付きフリーアクセスフロア、調製鋼床等を設ける場合は、次による。		
	・設計図による		
	・改修箇所[6.2.2]により、既存仕上材を全面撤去する(接着剤もすべて除去)		
	・既存仕上材の上に設置する。大きな不陸高等がある部分は撤去する		
[付加]	e.既存仕上材を残す場合は、引張試験により所定の強性能を有することを確認し、かつ監理者の承認を受ける。		
<b>2節 既存床の撤去並びに下地補修</b>			
<b>6.2.2 [付加]</b>	a.既存床の撤去並びに下地補修等の範囲は、仕上表及び設計図による。		
工法	b.コンクリート層仕上材の剥離等の補修	・設計図による	
	c.既存コンクリート層仕切面の撤去	・工具による	
[付加]	d.既存部分がコンクリート、モルタル及びフランスターの場合は、ひび割れ、浮き等を補修のうえ、所定の仕上部を行なう。		
	e.既存のボルト類を残してい場合は、機器部を修復し、所定の仕上部を行なう。ただし、傷みを差しし、箇所は再び取り戻す。		
[付加]	f.既存床と新設床の組合せで下地、仕上部が同じ場合は、自処処理のうえ、段差及びひび割れが生じないように入念に施工する。下地が異なる場合は、シーリング目治10×10mm程度又はビニールで埋め隙を設ける。		
<b>4節 既存天井の撤去並びに下地補修</b>			
<b>6.4.2 [付加]</b>	a.既存天井の撤去並びに下地補修等の範囲は仕上表及び設計図による。		
工法	b.天井下部まで撤去の場合、天井裏配管線の切断防止のため、撤去に先立ち天井内の確認を行う。		
<b>7章 塗装改修工事</b>			
<b>8章 耐震改修工事</b>			
<b>9章 環境配慮改修工事</b>			
<b>10章 カーテンウォール改修工事</b>	追補		
<b>11章 サイン改修工事</b>	追補		
<b>12章 シックハウス対応</b>	追補		
<b>13章 异降構設備改修工事</b>	追補		
施工	・	・	※表中の「監理者は」は「監理員」と読み替える。
	施工	・	※表中の「提出書類作成要領」は「監理員の指示」と読み替える。
監理	・	・	
施工	・	・	

13-1章 一般事項	15.3.3 アンカー金物の埋込み	b.振動を受けるアンカー金物について、あと施工方式による場合は、接着系あと施工アンカーハンドル式方とし、所定のボルト・耐力と導入したのち二重ナットを設けるなど、振動による抜け出しや落込みを生じないよう措置を講ずる。
13-2章 一般用レベーター(乗用、寝台用、人荷共用及び荷物用、一般乗用、住宅用、寝台用)	15.3.4 先付け方式のアンカーボルト	b.アンカー金物の埋込み式及び穿孔式は、製造者の仕様による。 c.アンカーボルトの開閉部は、曲がり、ねじ山のつぶれ、錆及び汚れ等がないように適切な衛生を行なう。 d.インサート金属は木製型枠に取り付けられる場合は、3本以上訂止めできるものとし、型枠解体後には洗浄し錆止めを行なう。 e.インサート金属は、工事種別(建築、電気、空調及び衛生等)ごとに色分けを行う。
13-3章 普及型エレベーター		
13-4章 非常用エレベーター		
14章 機械式駐車設備改修工事	追補	
15章 改修用アンカー金物取付け工事	追補	

1節 一般事項	15.3.5 a.この業者は、建築物の鉄筋コンクリート構造又は鉄骨鉄筋コンクリート構造の全体に取り付ける構造部材及び器具及び機器等を取り付けるためのアンcker金物の取付け工事に適用する。また、既設構造等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、フレッシュユコンクリートでは、また既設構造等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	b.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	c.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	d.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	e.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。

1節 基本要求品質	15.1.1 a.この業者は、建築物の鉄筋コンクリート構造又は鉄骨鉄筋コンクリート構造の全体に取り付ける構造部材及び器具及び機器等を取り付けるためのアンcker金物の取付け工事に適用する。また、既設構造等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、フレッシュユコンクリートでは、また既設構造等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	b.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	c.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	d.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。
	e.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。

2節 材料	15.2.1 a.材料の品質は、次による。
	b.既設アンカーボルトは、JIS B 1198による。
	c.既設ボルトは、JIS B 3112又はJIS B 3117による。
	d.基盤ボルトは、JIS B 1178による。
	e.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。

3節 施工	15.3.1 a.アンカーボルトの取付け工事に用いる材料は、所定のものであること。
	b.既設アンカーボルトは、JIS B 1198による。
	c.既設ボルトは、JIS B 3112又はJIS B 3117による。
	d.基盤ボルトは、JIS B 1178による。
	e.既設構造の露出し部等に取り付ける場合は、所定の耐力と適合する設置方法は、アンカーボルトによる。

4節 構築	15.4.1 a.先付け方式によるアンカーハンドルは、形状、寸法、取付け位置及び固定状況を確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.2 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.3 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.4 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.5 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.6 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.7 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.8 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する
	1)試験方法：非破壊試験(構造式簡易引抜試験による引張試験)	
	2)あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	

4節 構築	15.4.9 a.施工箇所は、施工前と施工後で変化しないことを確認する。	
	b.既設方式によるアンカーハンドルは、その金数について、形状、寸法及び埋込み深さを確認したうえ、テスチハマー等で打撃力を与え、正常で感度のないことを確認する。なお、全般の場合は、監理者は、既設の状況により確認方法を決定する。	
	c.あと施工アンカーハンドルの取付け強度を確認試験	※実施する

表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。  
表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。

施工	・	・	・		※表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 ※表中の「提出書類作成要領」は「監督員の指示」と読み替える。
施工	・	・	・		
監理	・	・	・		
施工	・	・	・		

近藤 夏宏 一級建築士  
玉野 和信 一級建築士

玉野 和信 一级建筑师  
日建设计 山栄県立十天病院  
精神・身体合併症疾患専門病院  
意 (通じ) 常々 21 )

19.02. 特記仕様書(25)(解体) № J - 170921- B

整理	..	
	..	
施工	..	

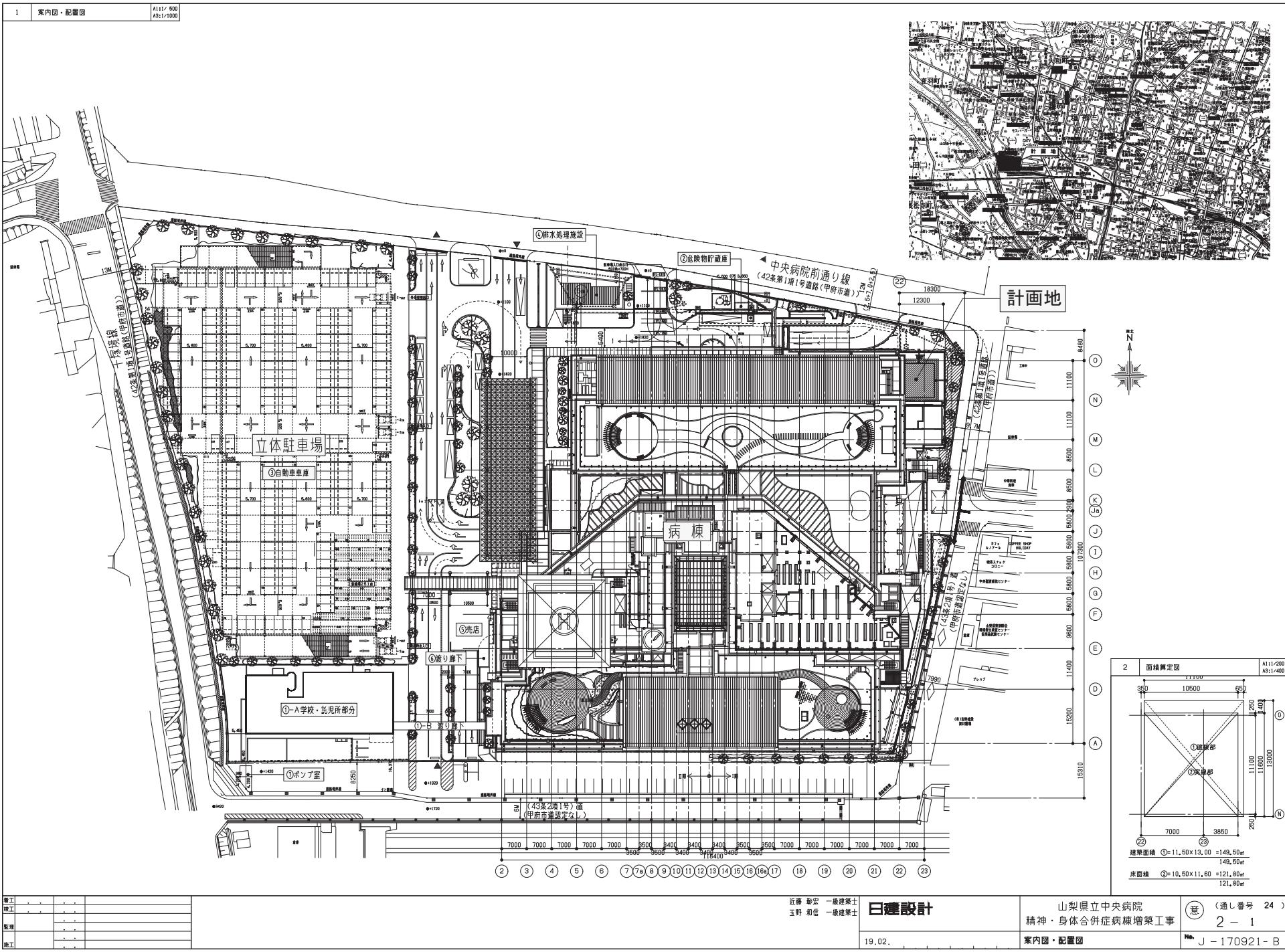
19.02. 特記仕様書(25)(解体) No. J-170921-B

18.07.01改訂 仕様書委員会 作成

6部 外装材	3.6.1 【付加】 外装材 a.解体工事と取り合はれ置き(底存)部分の仕上り状態は、次による。 ■設計図による ・既存上げと同程度の補修( ) ・( )	4.4.2 建設廃棄物 広域認定制度 a.建設廃棄物の広域認定制度による処理 ・行う(建設廃棄物名：・設計図による ・行わない )	5部 アスベスト含有成形板の除去 6.5.3 a.アスベスト含有成形板の区分(石棉含有せっこうボードを除く) ①埋立区分 ・中間処理	
7部 屋根瓦等	8部 脳体	3.8.2.1 【付加】 脳体の解体 a.解体工事と取り合はれ置き(底存)する脳体部分の措置は、次による。 ■設計図による	4.4.4 最終処分 a.最終処分する建設廃棄物 ■資源化を行いうもの、再利用を行いうもの以外の建設廃棄物は、最終処分とする。 b.最終処分場(堆立や填埋) ■許可を受けた最終処分場とし、受注者の判断により、自治体等と協議のうえ決定する。 ただし、定型、管理型でそれぞれ処分可能なものは、原則としてそれを優先する。	7章 特殊な建設副産物の処理 1章 一般事項 7.1.3 a.分析調査 施工調査 ・行う 調査対象は次による。 (・特定物質 ・イオン化式感知器 ・六ふつ化硫黄 (SF6) ガス ・PFOS ・特定化学物質 ・その他の特殊な建設副産物) ①行わない
8部 脳体	3.8.3 【追加】 地下脳体の解体 a.地下脳体を解体する場合で山留めを作った場合は、地盤の沈下、変形等による周辺への影響がないよう慎重に工事を進める。 b.地下脳体を一部残す、これを新築工事等で再利用する場合は、解体後の状況を考慮して残す地下脳体の養生、安定措置、保護や整善を行う。	5部 処理に注意を要する建設廃棄物 4.5.1 施工に注意を要する建設廃棄物の処理 a.處理に注意を要する建設廃棄物の処理 ■規範自体の規定による ・設計図による b.セッコウボードの処理 1)ひび及びドリム含有せっこうボードの処理 ■受注者の判断により、製造業者に回収を委託又は建設廃棄物処分場で埋立て処分 2)石棉含有せっこうボード及びひび、カニクム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ○資源化 ・再資源化 ・設計図による	7.3.1 a.特殊な建設副産物の種類は次による。 解体共仕 [7.3.2] ~ [7.3.7] により回収及び処分を行なう。 (・特定物質 ・イオン化式感知器 ・六ふつ化硫黄 (SF6) ガス ・PFOS ・特定化学物質 ・その他の特殊な建設副産物)	
9部 基盤及び杭	3.9.2 材 a.杭の撤去 ・行う 規範(※設計図による ・撤去工法(-引抜き工法・破碎工法 ・) 引抜き工法での引き抜いた杭の処理方法 (・現場内破砕 ・場外破砕施設処理 ・) ①行わない	6.1.2 【付加】 施工調査 a.本項のほか [4.1] 項による。 b.特別管理産業廃棄物の分析調査 ①実施しない(-調査済 ・対象外 ) ・実施する 調査方法(※設計図による 調査範囲(※設計図による c.汚染土壤の分析調査 ①実施しない(-調査済 ・対象外 ) ・実施する 調査方法(※設計図による 調査範囲(※設計図による	3部 特別管理産業廃棄物等の処理 1章 一般事項 7.1.3 a.分析調査 施工調査 ・行う 調査対象は次による。 (・特定物質 ・イオン化式感知器 ・六ふつ化硫黄 (SF6) ガス ・PFOS ・特定化学物質 ・その他の特殊な建設副産物)	
10部 備工器具等	3.10.1.1 構内備蓄等 a.樹木等の伐採、抜根及ぼ移植 1)伐採、抜根 ・行う 規範と方法(※設計図による ①行ない	4.6.1 【付加】 施工調査 a.特別管理産業廃棄物の分析調査 ①実施しない(-調査済 ・対象外 ) ・実施する 調査方法(※設計図による 調査範囲(※設計図による c.汚染土壤の分析調査 ①実施しない(-調査済 ・対象外 ) ・実施する 調査方法(※設計図による 調査範囲(※設計図による	7.3.1 a.特殊な建設副産物の種類は次による。 解体共仕 [7.3.2] ~ [7.3.7] により回収及び処分を行なう。 (・特定物質 ・イオン化式感知器 ・六ふつ化硫黄 (SF6) ガス ・PFOS ・特定化学物質 ・その他の特殊な建設副産物)	
11部 地下埋設物及び埋設配管	3.11.1 地下埋設物及び埋設配管等の解体 a.地下埋設物及び埋設配管等の解体 ・行う 規範と方法(※設計図による ①行わない	4.6.2 【付加】 施工調査 a.特別管理産業廃棄物等の運搬、処分及び回収の委託 ・行う 運搬し土の種別 ・標準(山砂の類) ・標準(原土の中の良質土) ・標準(他現場の運搬発生土の中の良質土) ②運搬 ・行う 規範と方法(※設計図による ①行ない	3部 特別管理産業廃棄物等の運搬、処分及び回収の委託 4部 特別管理産業廃棄物の区分等 a.特別管理産業廃棄物の種類、処分等 b.特別管理産業廃棄物の処分等 ・設計図による ※施工調査を実施し、判明した特別管理産業廃棄物をすべて処分する。	3部 特別管理産業廃棄物等の運搬、処分及び回収の委託 4部 特別管理産業廃棄物の区分等 a.特別管理産業廃棄物の種類、処分等 b.特別管理産業廃棄物の処分等 ・設計図による ※施工調査を実施し、判明した特別管理産業廃棄物をすべて処分する。
12部 解体後の整地	3.12.1 増床し、盛土及び整地 a.解体後の埋戻し ・行う 埋戻し土の種別 ・標準(山砂の類) ・標準(原土の中の良質土) ・標準(他現場の運搬発生土の中の良質土) ①行わない 【付加】b.埋戻しに先立ち、木くず、コンクリート片等の発生ガラを入金に取り除く。埋戻しは、各層300mmごとに水洗め又は機器により碎め固める。余盛りは、土質に応じて行う。 c.解体後の盛土 ・行う 盛土の種別 ・標準(土と盛り土) ・標準(土と整地レベル) ①行わない 【付加】d.整地の範囲 ・敷地全体 ①設計図による	5.4.3 [(a)置換] PCBを含む機器類 PCBを含む機器類 〔付加〕b. PCBを含む機器類 盛り土(※設計図による ①なし c.微量PCBの分析調査 分析調査範囲(・設計図による 調査部位( ) 採取箇所( ) 処理方法( )	5.4.3 [(a)置換] PCBを含む機器類 ・あり (*廃棄等は設計図による ・なし ①分析調査に含有するシーリング材は処理する 分析調査範囲(・設計図による シーリング材撤去箇所すべて) 採取部位( ) 採取箇所( ) 処理方法( ) [(b)置換] b. PCBを含むシーリング材、PCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、発注者に引き渡す。	5.4.3 [(a)置換] PCBを含む機器類 ・あり (*廃棄等は設計図による ・なし ①分析調査に含有するシーリング材は処理する 分析調査範囲(・設計図による シーリング材撤去箇所すべて) 採取部位( ) 採取箇所( ) 処理方法( ) [(b)置換] b. PCBを含むシーリング材、PCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、発注者に引き渡す。
4章 建設廃棄物の処理	4.3.1.1 付加 施工調査 2部 建設廃棄物の保管	5.4.7 ダイオキシン類 a.サンプリング調査 ・あり (*範囲等は設計図による ○なし b.廃棄物処理施設の解体及び処分 解体方法(※設計図による 処分方法(※設計図による ・高点の広域処理施設との契約 )	5.4.7 ダイオキシン類 a.サンプリング調査 ・あり (*範囲等は設計図による ○なし b.廃棄物処理施設の解体及び処分 解体方法(※設計図による 処分方法(※設計図による ・高点の広域処理施設との契約 )	
3部 建設廃棄物の処理及び処分の委託等	4.3.1.1 付加 a.搬出作業や運搬に際して、落下や崩れのおそれないように養生し、運搬中の安全を確保する。	6.1.1 活用範囲 a.建設設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ■受注者の判断により、適切な方法ですべて処理する。 ・設計図による	6.1.1 活用範囲 a.建設設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ■受注者の判断により、適切な方法ですべて処理する。 ・設計図による	
4部 再資源化等	4.4.1.1 再資源化等 a.建設廃棄物の中間処理施設 ・指定あり(・設計図による ・ ) ・指定なし b.建設廃棄物の再資源化施設 ・指定あり(・設計図による ・ ) ・指定なし c.建設資材廃棄物の再資源化 1)蛍光ランプ及びHIDランプ ・行う 2)接着剤・着色剤等及び接着剤 ・行う 3)ガラス ・行う ④木の木質廃棄 ・標準法規 各例にて範囲が認められている条件に該当する場合は範囲する ・行わないで再資源化施設へ運搬・引き渡す d.再資源化建設廃棄物の現場での利用 ・利用する ・コンクリート塊を(骨材 ・路盤材料 ・ )に利用する ・を に利用する ④利用しない	6.1.2 施工調査 a.分析によるアスベスト含有の調査 ■行う 調査範囲(・設計図による ①行ない	6.1.2 施工調査 a.分析によるアスベスト含有の調査 ■行う 調査範囲(・設計図による ①行ない	
5部 アスベスト含有建材の除去等	4.5.1.1 付加 a.解体工事と取り合はれ置き(底存)部分の仕上り状態は、次による。 ■設計図による ・既存上げと同程度の補修( ) ・( )	6.1.3 調査 a.アスベスト粉じん濃度測定 アスベスト粉じん ■行う 調査範囲(・設計図による ①行ない	6.1.3 調査 a.アスベスト粉じん濃度測定 アスベスト粉じん ■行う 調査範囲(・設計図による ①行ない	
6部 施工	6.2.1 施工工事 a.監理者 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 ■表中の「提出書類作成係員」は「監督員の指名」と読み替える。	6.2.1 施工工事 a.監理者 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 ■表中の「提出書類作成係員」は「監督員の指名」と読み替える。	6.2.1 施工工事 a.監理者 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。 ■表中の「提出書類作成係員」は「監督員の指名」と読み替える。	
7部 管理	7.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	7.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	7.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	
8部 管理	8.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	8.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	8.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	
9部 管理	9.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	9.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	9.1.1 施工工事 a.監理 ■表中の「監理者」は「監督員」と読み替える。	

近藤 彰宏 一級建築士 玉野 和信 一級建築士	日建設計	山梨県立中央病院 精神・身体合併症病棟増築工事 1 - 22	(通し番号 22 )
19.02.	特記仕様書(26)(解体)	N. J. 1 - 170921 - B	*18,07,01改訂 在籍審査会員

近藤 彰宏 一級建築士 玉野 和信 一級建築士	<b>日建設計</b>	山梨県立中央病院 精神・身体合併症病棟増築工事	(意) (通し番号 23 ) 1 - 23
19.02.	見積区分表	No.	J - 170921 - B



## 仕上共通事項

		材料表	
注)製造者・品番は、同等品以上とする。			
名 称(符号・呼び名)	品種・規格・寸法・仕上げの形状など	備考(製造者・品番など)	
アスファルト防水	冷工法(外断熱工法)		
磁器質タイル	75×75(目地共)	特注品	
防塵床塗料(FLP)	水性無機質セラミック床塗料	ABC商事セルフコート 10程度	
壁保護材	メラミン樹脂合板不燃化粧板 13.0	アイカ工業 セラール程度	
ユニットシャワー	1160W x 250D x 220H	9.4"化成オーバーフロントレーブルAST1160-2500程度	
乾式二重床	9x10x1820x600h 金属支柱	三洋工業 メタルベース0程度	
手摺	硬質樹脂手摺	9.4"~"11"素材マーブル手摺フラットタイプ程度	
飛散防止ガラスフィルム	V5-L-2	ガラス強度3M H4C L A IX程度	
弾性ビニル床シート	t=2.5	ABC商事アーマードガラスリム 7.6モレット程度	
DPC	ウレタン樹脂耐候性塗料(コンクリート面)		
EP	化成樹脂耐候性塗料(コンクリート面)	エーフード・エーテリカル・スマート・シリーズ 400程度	
FE	セッコウボード	t=12.5	
DF-F	有孔ブロック	90x90x100	ニッタイ工業 YB-91-10程度

## 塗装一覧表

符 号	名 称	符 号	名 称
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	DPC	ウレタン樹脂耐候性塗料(コンクリート面)
EP	合成樹脂耐候性塗料(コンクリート面)		化成ケラル版
FE	フタル酸樹脂エマルション塗り		セッコウボード
DF-F	ウレタン樹脂耐候性塗料(密閉垂浴用マッキ面)		有孔ブロック

## 仕上材料符号一覧表

床	符 号	名 称	符 号	名 称	外装・外構仕上		仕 上
					部 位	備 考	
RC直	コンクリート直拘し(企てて)	V	ビニル板木		消火器ボックス(前室)	ユニシUF8-3F-2401-WHT x4ヶ所	
ECP	押出成形セメント板				便所手摺	L型:TL7070, 踏み上げ:NS-0W4程度	ナカ工業 愛の手NSシリーズ
LGS	軽量路盤下地						
VS	被覆ビニルシート						
RW吹付け	吹付けロックワール						
BB-R	セッコウボード						
BB-P	吸音穴あきセッコウボード						
FK	鋼鉄質セメント(重い)カルシウム版)タブ2						
DR	ドカラーハイグ吸音板 t120(t2,5下地)						

## 防火材料一覧表

区分	材料の名称・規格	認定番号	区分	材料の名称・規格	認定番号
繊維強化セメント(板付け)カルシウム版)	NW-8578	せっこうボード 9.5mm	NW-9628	コンクリート下地塗膜防水(X-2)(既存下地処理)	
不燃タイプ2 15mm以上					
燃 燃	NW-8619	化成セッコウボード 9.5mm	NW-9624	バルコニー	
強化セッコウボード t12.5, 15, 18, 21, 25mm	NW-8615				
有通透性セッコウボード	NW-9645				
天井	NW-1139				
吹付けロックワール (10 mm以上)	NW-8601				
押出成形セメント板	NW-9252				
被覆塗装(不燃材料)	NW-8585				
(下地・法定不燃材)	NW-8572				
仕上塗材(不燃材料)	NW-0879				
(下地・法定不燃材)	NW-1221				

## 内装仕上表

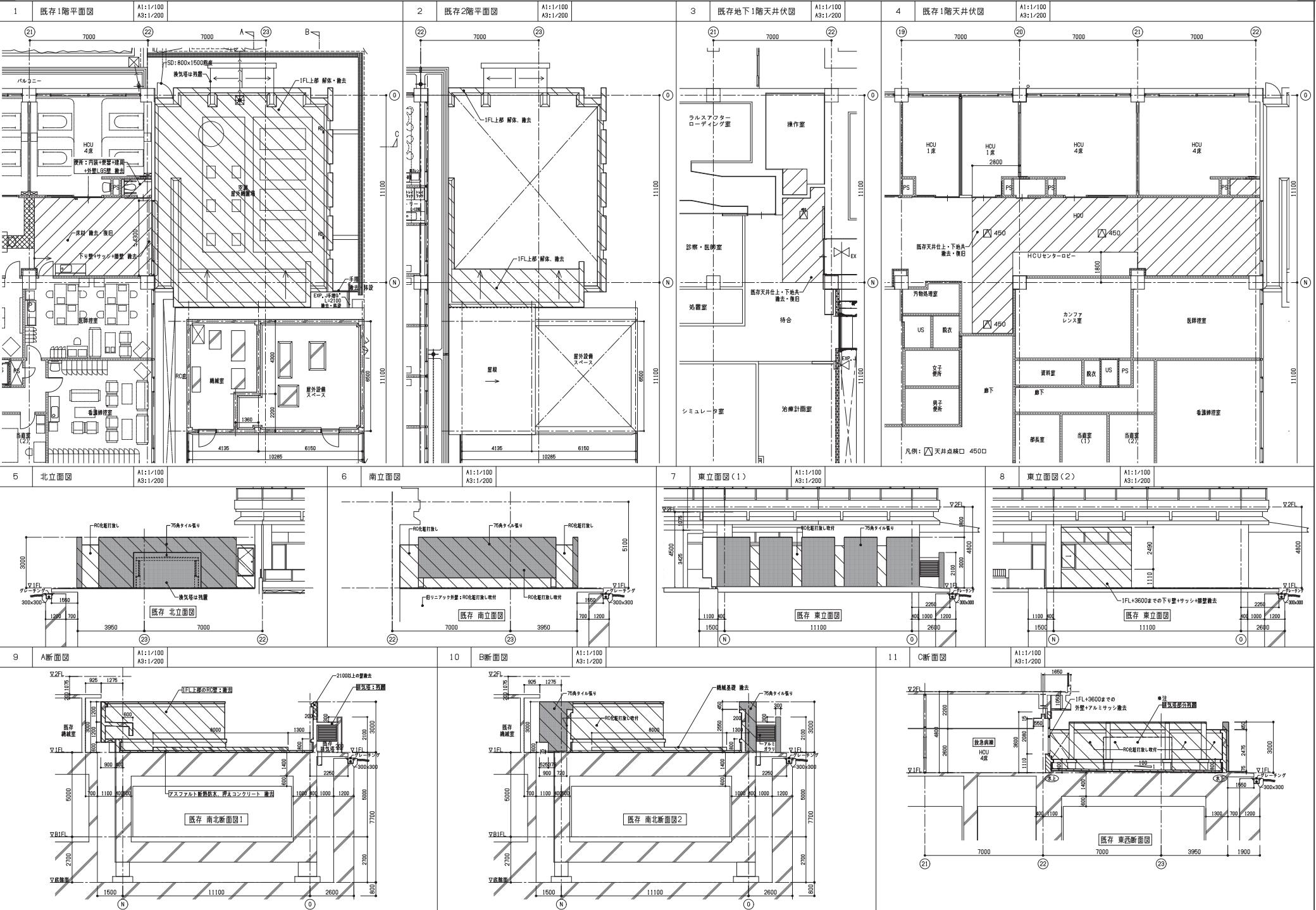
位置	室 名	床	基準(hからレベル)	幅 木 (mm)	壁	(漆喰)	見切縁	天 井 (漆喰)	天井高(mm)	備 考
個室1~3	VS-1	+500	床材立上げ 100	床材立上げ 100	せっこうボード	EP-9	塗ビ	せっこうボード	EP-9	2,600
					壁保護材 H800					
強化個室	VS-1	+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	せっこうボード	EP-9	2,600	
					弾性ビニル床シート					
強化個室前室	VS-1	+500	床材立上げ 100	床材立上げ 100	せっこうボード	EP-9	塗ビ	せっこうボード	EP-9	2,600
					壁保護材 H800					
強化個室C	VS-1	+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	せっこうボード	EP-9	2,600	
					弾性ビニル床シート					
スロープ・踊場	VS-1	10~+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	ロックワール化粧吸音板		2,600	ロッカー
					壁保護材 H800					
廊下・ディユーナー	VS-1	+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	ロックワール化粧吸音板		2,600	洗面カウンター、鏡 TELカウンター スタッフ手洗い槽て版
					壁保護材 H800					
前室	VS-1	+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	ロックワール化粧吸音板		2,600	消火器ボックス
					壁保護材 H800					
スタッフステーション	VS-2	+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	ロックワール化粧吸音板		2,600	スタッフ手洗い槽て版
					壁保護材 H800					
便所・休憩室	VS-2	+500	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	ロックワール化粧吸音板		2,600	
					壁保護材 H800					
面接室	VS-1	+10	床材立上げ 100	せっこうボード下地	EP-9	塗ビ	ロックワール化粧吸音板		2,600	
					壁保護材 H800					
汚物処理室	VS-2	+500	床材立上げ 100	化粧ケイカル板 (不燃)	-	塗ビ	せっこうボード	EP-9	2,400	流し台(吊り戸付)
WC	VS-1	+500	床材立上げ 100	化粧ケイカル板 (不燃)	-	塗ビ	せっこうボード	EP-9	2,400	手摺
シャワー・脱衣室	ユニットバス	+500	-	-	-	-	-	-	2,200	付属品は詳細図による
PS	FLP	10~+500	FLP	100	せっこうボード乗地	-	-	-	-	直天

構工	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・

監理	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・

施工	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・

近藤 彰宏 一級建築士 王野 和信 一級建築士	日建設計	山梨県立中央病院 精神・身体合併症病棟増築工事	(通し番号 25 ) 2 - 2
19.02.	仕上表	No. J - 170921 - B	9/16 X 0



■医療機械置場の解体・撤去範囲を示す。  
1階スラブ上のアスファルト防水+骨材コンクリート+防水用アゴ、立上り壁(排水塔は残置)、機械基礎  
※コンクリート塗体の解体はチエーンソーなどを使用し、振動・衝撃を最小限に抑える工法とする。

近藤 彰宏 一級建築士  
玉野 和信 一級建築士

日建設計

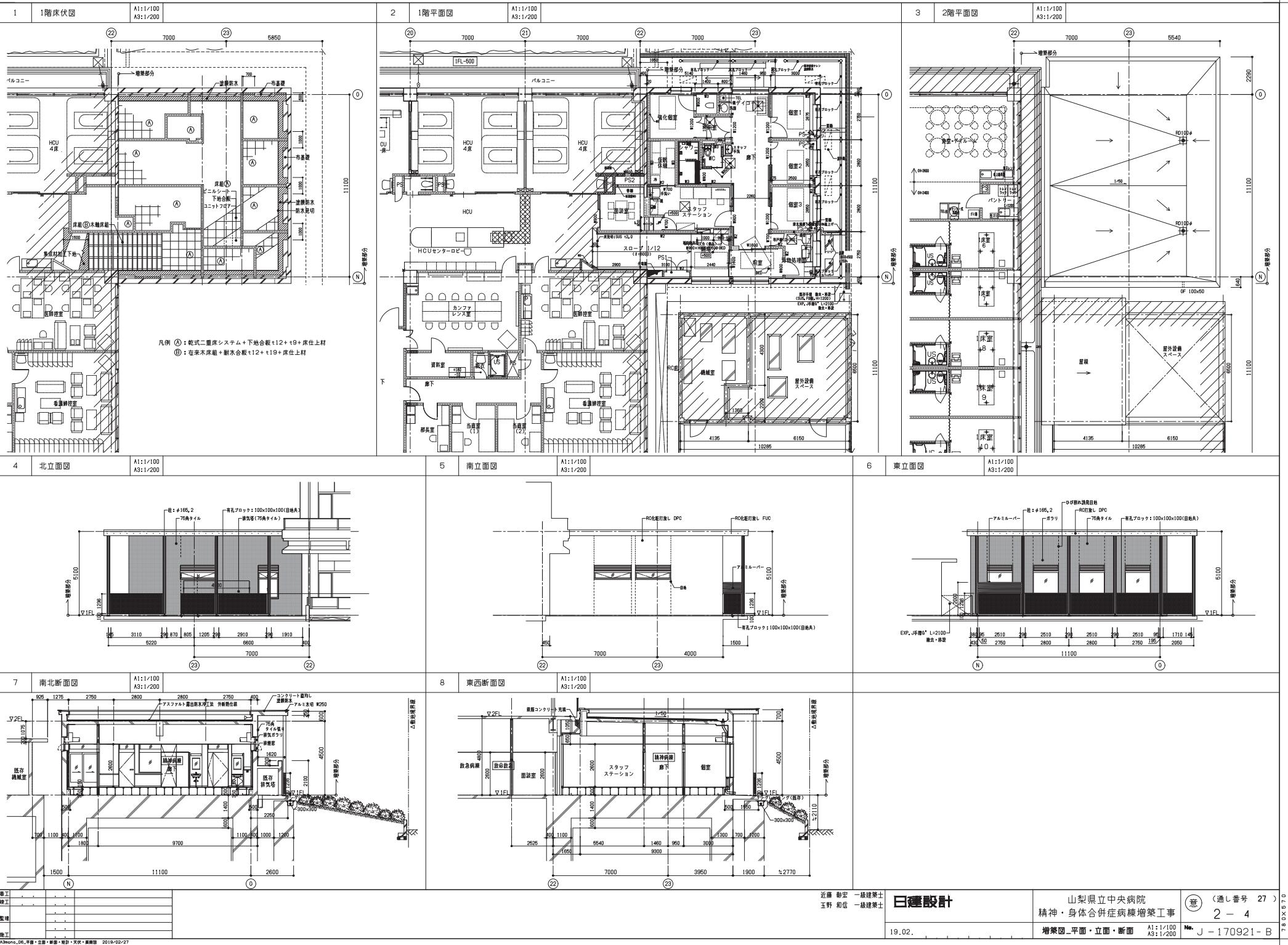
山梨県立中央病院

精神・身体合併症病棟増築工事

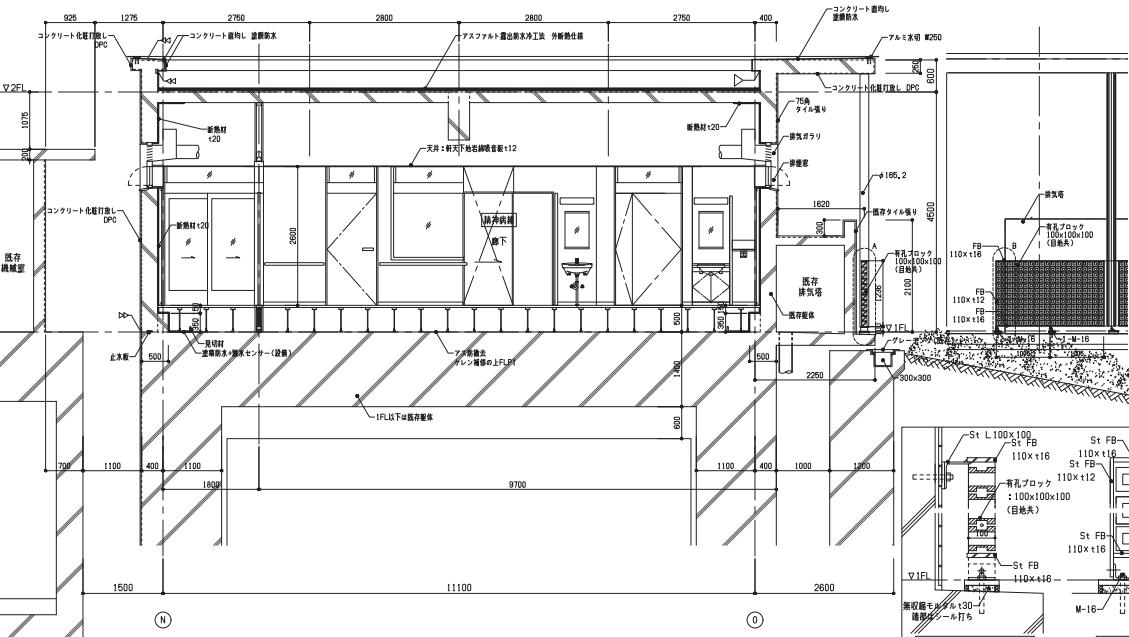
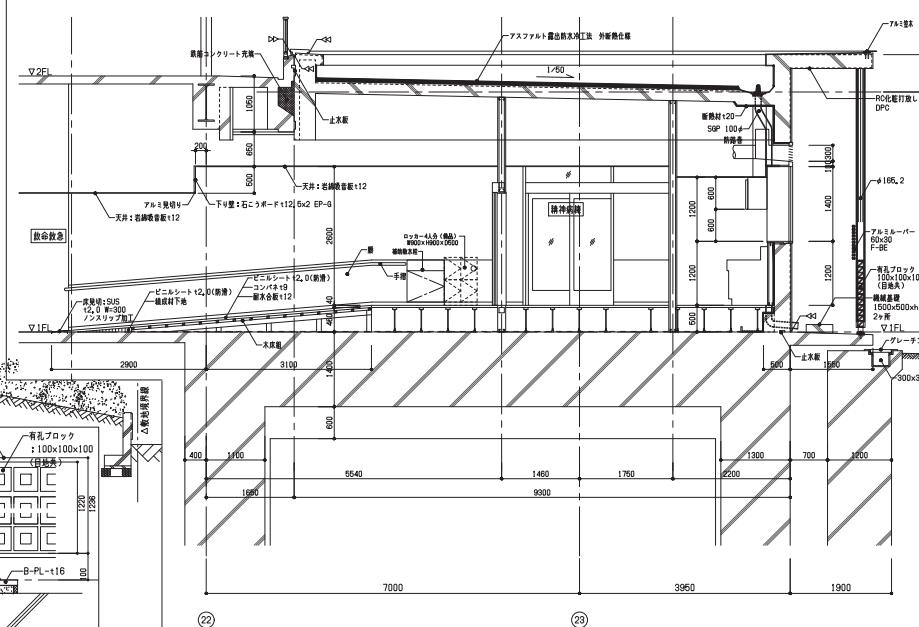
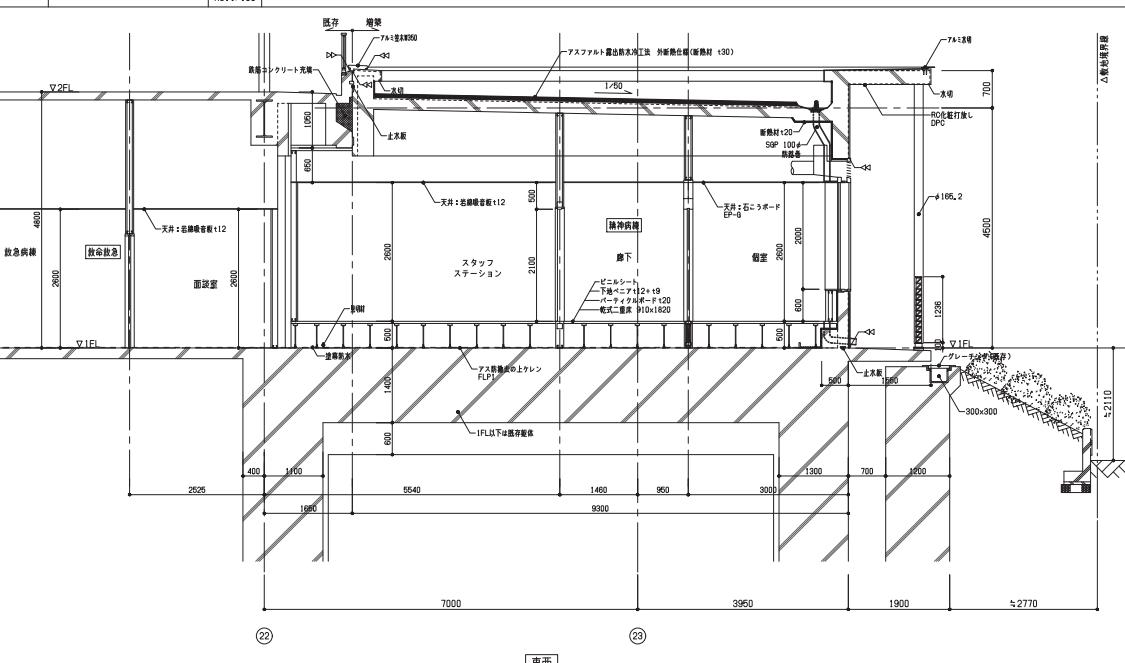
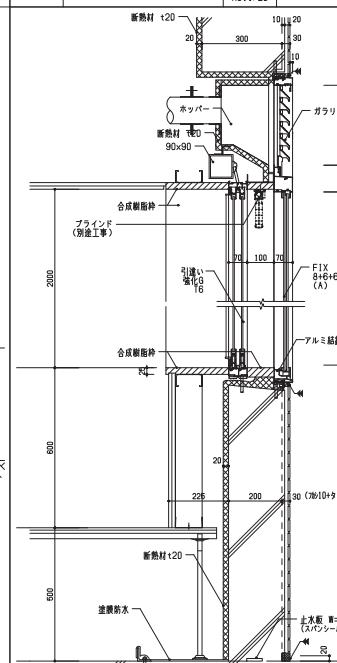
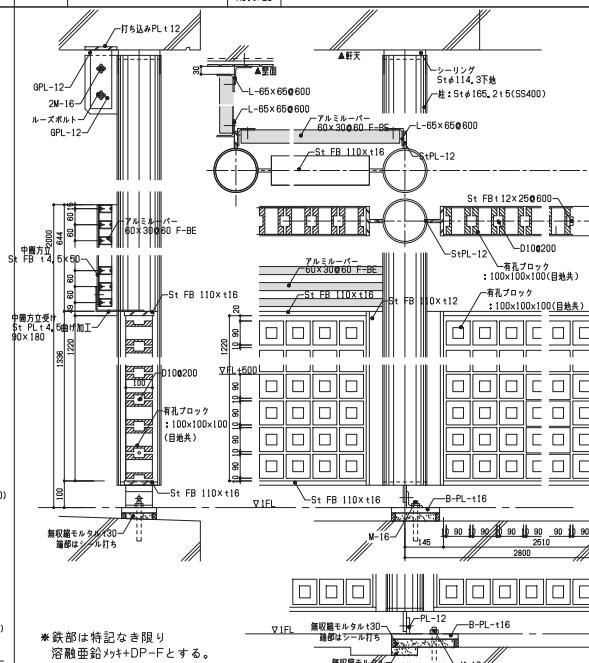
(通し番号 26)  
2 - 3

19.02.

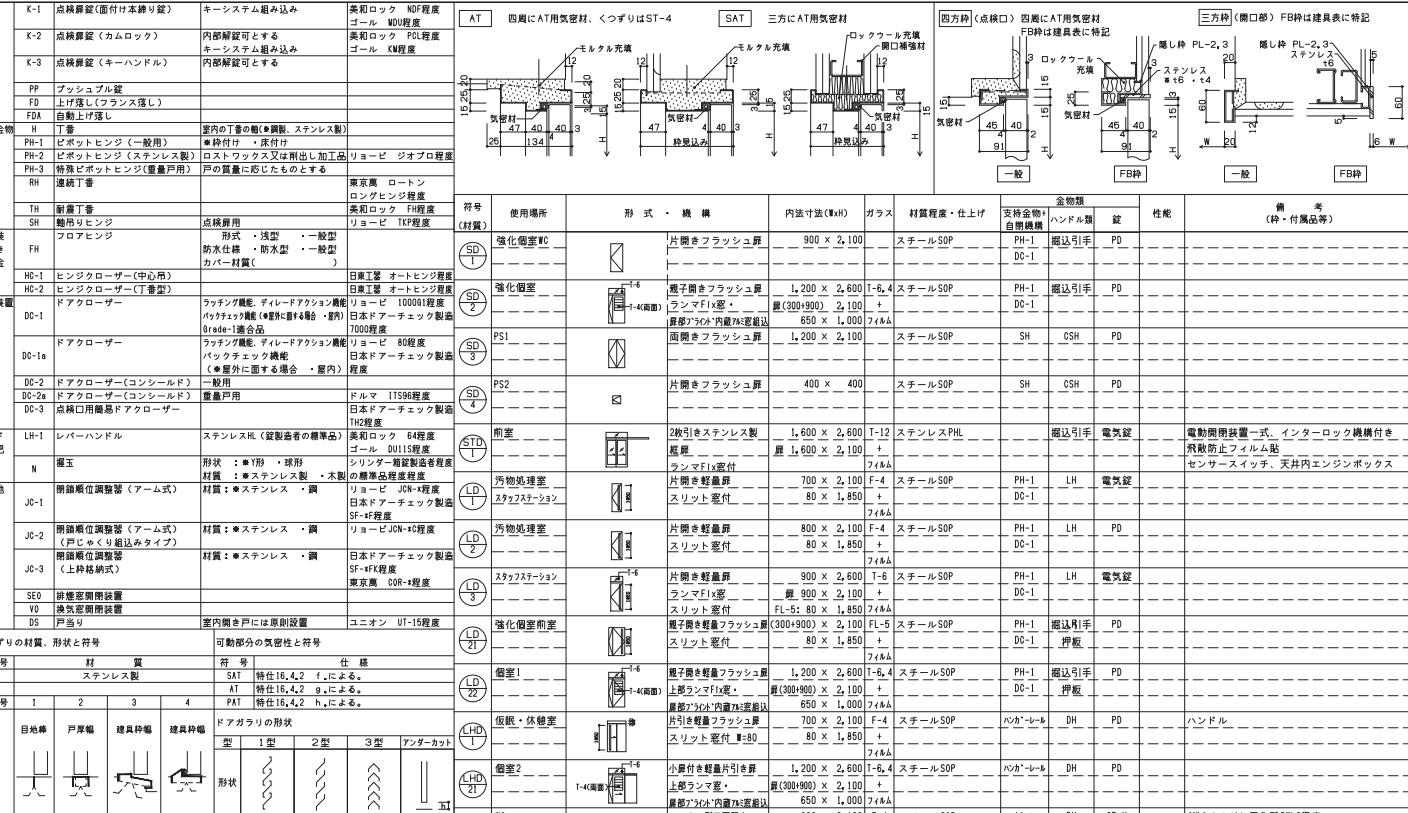
既存図\_平面・立面・断面 A1:1/100 No. J - 170921 - B





1 矩計図(1) A1:1/50  
A3:1/1002 矩計図(2) A1:1/50  
A3:1/1003 矩計図(3) A1:1/50  
A3:1/1004 窓廻り詳細図 A1:1/10  
A3:1/205 目隠し壁詳細図 A1:1/10  
A3:1/20

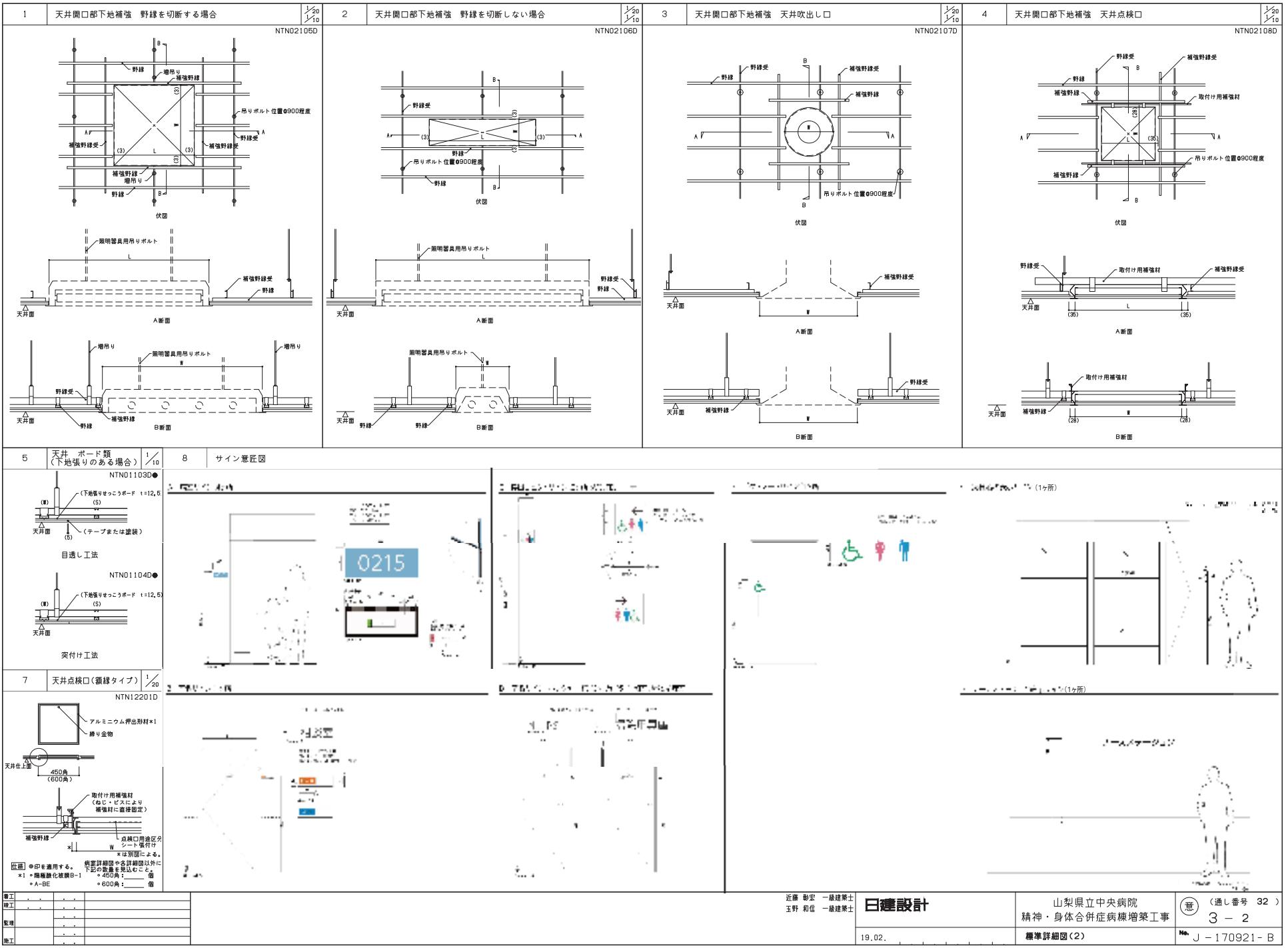
各 選 事 項					
6. 建具(各選項用の符号・標準規格納りなどを示しているが、本表に記載のない仕様は標準仕様書・特記仕様書(18W・20W・9W・14W・18W)を適用する。)					
b. リフレース・SK戸・戸扉・カウンター戸の他これらに類する建具は別図によるものとし、本表には含まない。					
c. 本表に記載の符号などは、本表以外の設計図にも適用する。					
d. 建具表示欄に「  」があるのは、防火設置、特定防火設備、不燃建具を示し、開き戸はノンストップクローカー、閉み戸は手動操作装置を設置箇所装置付とする。					
e. 建具表にない建具(主に構造物)の建具などは、平面計画図・展開図・部分詳細図による。					
f. 設定用印を付した箇所を示す。印の□に了した場合は、□印を優先して適用する。					
g. □印した場合は、□印を優先する。					
h. 建具全般は、建具の大さく、重量に適した品番を選定する。					
建具の符号(平面圖の記載例)			平面圖表示(平面圖の記載例)		
  			      		
   			      		
建具の種類と符号					
符 号	種 類	符 号	種 類	符 号	種 類
AD	アルミニウム製戸	SSW	ステンレス製窓	OHD-S	鋼製オーバーハードドア
SD	鋼製戸	TW	強化ガラス戸	OHD-A	アルミニウム製オーバーハードドア
SD-S	構築型鋼製戸	WW	窓用戸	OHD-F	フィバーバラスト着脱式オーバーハードドア
LD	鋼製強化戸	WW	木製戸	AG	アルミニウム製ガラリ
LD-S	構築型鋼製戸	H	ふすま	SG	鋼製ガラリ
SSD	ステンレス製戸	P	紙袋・障子	S56	ステンレス製ガラリ
TD	強化ガラス戸	SS	鋼製戸/強化ガラス戸	W	木製ガラリ
WD	木製戸	SSS	ステンレス製戸/強化ガラス戸	WSH	ガラス製防盜戸
XU	木製戸	LW	鋼製戸	WSR	可動戸
XS	アルミニウム製戸	ALW	アルミニウム製戸/強化ガラス戸	WPS	木製戸/強化ガラス戸
XW	アルミニウム製窓	LOS	ステンレス製リップガラス戸/強化ガラス戸	WP	移動専用仕様スライディングガラリ
XW	合戻り鋼製窓	FSC	防火耐熱スクリーン	TL	トップライト
ガラスの種類・符号・性能					
符 号	種 類	項 目	性 能	価	
FL	コートガラス	-	-		
F	型版ガラス	-	-		
T	強化ガラス	-	-		
HS	高密度ガラス	-	-		
NP	挿入型ガラス	-	-		
NF	挿入型板ガラス	-	-		
NP	挿入型板ガラス	-	-		
WF	複合型板ガラス	-	-		
HRC	耐候結晶化ガラス	-	-		
HRT	耐候強化ガラス	-	-		
LEFR	低吸熱ガラス	-	-		
HR	熱反射ガラス	日射熱吸収率	-		
		日射熱吸収率	-		
IN	熱吸収ガラス	日射熱吸収率	-		
IR	反射線遮断ガラス	-	-		
LR	合せガラス	-	-		
IWR	複層ガラス	熱吸率	W/m <sup>2</sup> ・K		
LE	Low-E複層ガラス	熱吸率	W/m <sup>2</sup> ・K		
		日射熱吸収率	-		
GB	ガラスプロック	-	-		



建具金物などの種類と仕様		注)下表における製造者・品番は、製品グレードを示し、同等品上とする。		
区分	符号	種類	材質・性能など	製造者・品番・商号
鍵・錠 り金物	C	空錠	*シリンドラ-錠盤の シリンダ-なしタイプ	
PD	本錠り錠	戸戸、自動ドアなど、納まり寸法にゴール AH程度 応じて向等性能品から選択する。	戸戸、自動ドアなど、納まり寸法にゴール AH程度 美和ロック DH程度	
- E	同上	電気錠		美和ロック AL3M程度
- HK	同上	電気錠(非常時解錠装置付き)	カバー式	ゴール EW程度
CP	シリンドラ-錠盤	パックセット <錠玉> ※76mm以上 · 64mm以上 <ルーバーハンドル> · 76mm以上 · 64mm以上 · 50mm以上	美和ロック MHS-LH程度 ゴール AH · MHL程度	
- L	同上	自動施錠タイプ		美和ロック LAL程度
- E	同上	電気錠		ゴール HL程度
- HK	同上	非常時解錠装置付き	カバー式 解錠信号(*なし · あり)	美和ロック EU程度 ゴール EU程度
- H	同上	表示付き	非常開装置付き	
HL	ホテル錠		・キータイプ ・カードタイプ(・差込み・非接触)	
SL-1	引戸錠(錠錠)		静音タイプ	美和ロック FG程度 ゴール SKS程度
SL-2	引戸戸(戸戸用・ロッドタイプ)			美和ロック UD程度 ゴール TS程度
G-1	グレーモン錠		ハンドル(*錠蓋合金 · 斜面レス)	美和ロック G150程度 ゴール CW程度
G-2	グレーモン錠(脱着ハンドル)			
審工	.	.		
竣工	.	.		
監理	.	.		
施工	.	.		







**1 軽量鉄骨壁下地仕様 (両面ボード張り)**

NMJ01223D

種類	H(m)	スタッド [L]	スタッドの間隔 P(mm)	ランナー [L]		
○標準部材表 水平震度1.5G対応						
65形	H≤4.0	65x45x0.8	455	303	304	67x40x0.8
75形	H≤4.0	75x45x0.8	455	455	304	77x40x0.8
90形	4.0<H≤4.5	90x45x0.8	455	455	304	92x40x0.8
100形	4.5<H≤5.0	100x45x0.8	455	304	304	102x40x0.8
100形	5.0<H≤6.0	100x45x0.8	455	304	228	102x40x0.8

\*下地張りのない場合のスタッド間隔は、上記Pかつ304mm以下とする。

**2 軽量鉄骨壁下地仕様 (片面ボード張り)**

NMJ01224D

種類	H(m)	スタッド [L]	スタッドの間隔 P(mm)	ランナー [L]		
○標準部材表 水平震度1.5G対応						
50形	H≤2.7	50x45x0.8	455	455	455	52x40x0.8
65形	H≤4.0	65x45x0.8	455	455	455	67x40x0.8
75形	H≤4.0	75x45x0.8	455	455	455	77x40x0.8
90形	4.0<H≤5.0	90x45x0.8	455	455	455	77x40x0.8
100形	4.5<H≤5.0	100x45x0.8	455	455	455	92x40x0.8
100形	5.0<H≤6.0	100x45x0.8	455	455	455	102x40x0.8
100形	6.0<H≤6.0	100x45x0.8	455	455	455	102x40x0.8

**3 軽量鉄骨壁下地仕様 (遮音間仕切)**

NMJ01226D

種類	H(m)	スタッド [L]	スタッドの間隔 P(mm)	ランナー [L]		
○標準部材表 水平震度1.5G対応						
50形	H≤2.7	50x45x0.8	455	455	455	52x40x0.8
65形	H≤4.0	65x45x0.8	455	455	455	67x40x0.8
75形	H≤4.0	75x45x0.8	455	455	455	77x40x0.8
90形	4.0<H≤5.0	90x45x0.8	455	455	455	92x40x0.8
100形	4.5<H≤5.0	100x45x0.8	455	455	455	102x40x0.8
100形	5.0<H≤6.0	100x45x0.8	455	455	455	102x40x0.8

**4 軽量鉄骨間仕切壁四隅取合**

NMJ01240D

**5 作業台**

NMJ01224D

**6 遮音軽量鉄骨間仕切壁 (1時削り)**

NMJ01224D

**7 軽量鉄骨間仕切壁 (耐火)**

NMJ01229D

**10 洗面台**

NMJ01229D

L1: ポーラー一体型洗面カウンター(下部OPEN)

**11 配管ケーシング**

SI-28

**12 吊り戸棚**

KGB02221D

**13 コーナーガード**

NZT02202D

**14 標準手摺**

**15 隔板**

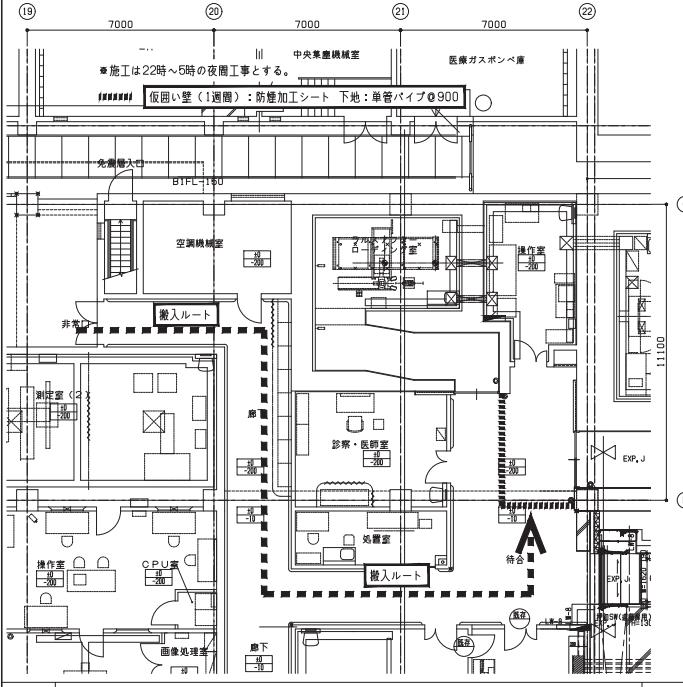
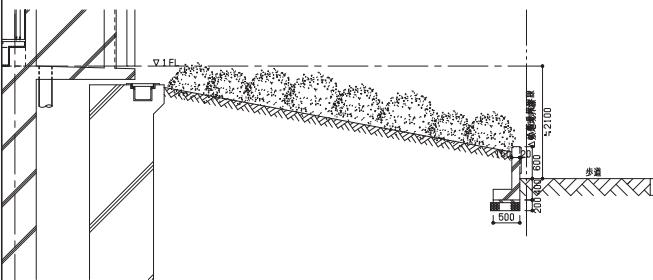
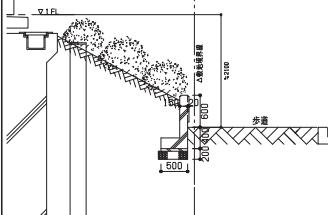
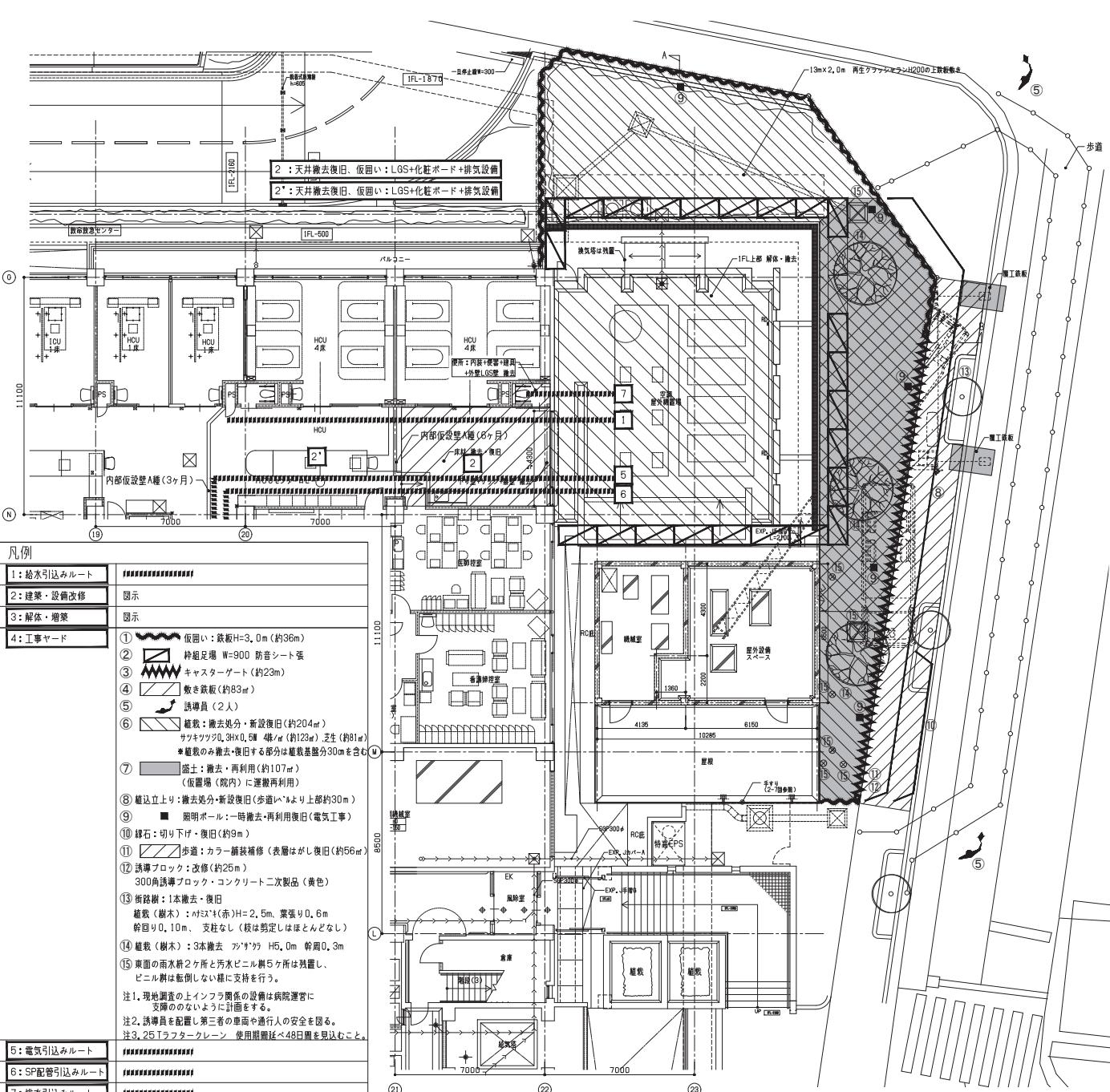
隔板B

**日建設計**

山梨県立中央病院  
精神・身体合併症病棟増築工事  
意 (通し番号 33)  
3 - 3

標準詳細図(3)

No. J - 170921 - B

1 地下1階平面図 A1:1/100  
A3:1/2003 RC立上りA断面図(参考図) A1:1/50  
A3:1/1004 RC立上りB断面図(参考図) A1:1/50  
A3:1/1002 1階平面図 A1:1/100  
A3:1/200電気引込みルート  
SP配管引込みルート  
排水引込みルート施工  
監理  
施工